

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 NPO 法人 ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動)  
Pacific Campaign for Disarmament and Security  
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp  
<http://www.jca.apc.org/peacedepot/>

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

116 00/6/1

¥200

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号:00250-1-41182 加入者名:特定非営利活動法人ピースデポ

NPT再検討会議終る

## 攻撃・打破された「究極」の文言

「新アジェンダ連合」vs核兵器国が交渉の鍵にぎる

無期限に延長されてから初めての核不拡散条約(NPT)再検討会議は、最終日の5月19日に終結せず、時計を止めて断続的協議をつづけ、5月20日の夕刻5時ごろ終了した。全会一致で採択された最終文書は、今後の核軍縮運動に役立つ内容の文献であり、その意味で会議は成功であった。しかし、本質的な前進とは言えず、運動は力量を強めることができている。とりわけ、日本の課題は大きく、運動の責任は重い。日本政府の核軍縮外交は失敗した。かつて日本政府が打ち出した「究極的な核兵器廃絶」の文言は、攻撃され、打破された。最初から調停役を自任してハードルの低い提案をした日本政府は、ほとんど省みられなかった。交渉は「新アジェンダ連合」と核兵器国を軸に進展し、日本は脇に置かれた。日本が公然と新アジェンダを支持すれば、結果はもっと前進していたであろう。

## 日本の核軍縮外交は転機に

### ■質的な前進

#### 完全廃棄の明確な約束

核軍縮の分野で注目すべき、質的な前進があった。

まず第一に、核兵器国による「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」(資料1、6項)が行われた。これは「新アジェンダ連合(NAC)」(アイルランド、スウェーデン、メキシコ、ブラジル、ニュージーランド、エジプト、南アフリカの7カ国)が作業文書(前号に掲載)の主文1で主張していたもので、核軍縮が前進するための基礎として、NACがもっとも重視していた文節であった。

主要委員会I(MC-I)から、全体会議に送付された報告文書には、主文1がそのまま採択されていた。そこで「中堅国家構想」(MPI)や「平和と自由のため

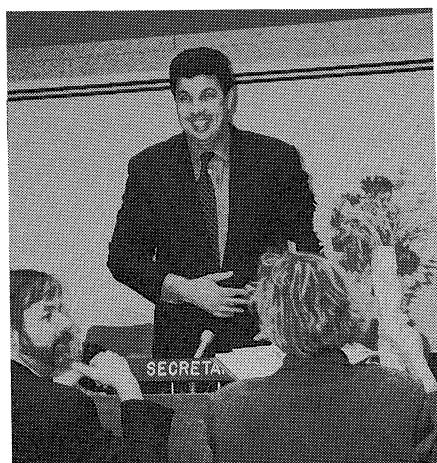
の国際女性連盟」(WILPF)などのNGOは、これを最終文書に残すように一斉に活動した。日本では、この件に関して議員への働きかけが行われたが、それに関する別記事(4ページ)と関係資料(資料2、3)を参照していただきたい。

経過説明(2ページ)に紹介されているとおり、核兵器国(P5)とNACの交渉において、主文1は薄められた。もともと「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」の論理的帰結として、これから5年間の「交渉の加速」があり、「中間的手段の実行」があるという内容であったが、最初の部分だけでも獲得することで、NACはギリギリの譲歩をした。

それでも、この文言が大きな意味をもつのは次のような理由である。

日本政府が1994年の国連総会決議に提案し、1995年のNPT再検討・延長会議の決定文書で使われ、それ以来日

本政府が毎年の国連総会決議として使ってきた「核兵器廃絶の究極的な目標」という文言がある。日本の市民も、この言葉に強く反発してきた。核兵器国は、保有核兵器の全面廃棄を永遠の未



アブダラ・バーリ議長(アルジェリア国連大使)。アボリション2000請願署名「ミサイルをひまわりに」を受け取る(4月27日)。

# NPT再検討会議・審議経過

## —(上)核軍縮・中東問題—

今回のNPT再検討会議の審議の経過のうち核軍縮と中東問題に関する部分を以下まとめる。

### 【核軍縮】

核軍縮を扱う主要委員会 I (MC- I) は、4月26日から審議を開始した。MC- I の下に、下部機関1が、核軍縮に向けた将来の実際的な措置を審議する場として委託され、5月3日から10日までに4回の会議と数回の非公式会合を行った。下部機関1の結果は、5月11日に、ピアソン議長(ニュージーランド)のまとめた全17項目からなる文書として、「全会の合意のないまま」MC- I 報告の一部として全体会議に送られた。

MC- I は5月11日に、レイエス議長(コロンビア)のまとめた文書を「全会の合意のないまま」全体会議に送った。MC- I の議長文書は、上記の下部機関1の報告の他に、MC- I が扱った核軍縮に関するすべての事項について、過去5年間の評価や将来の課題についての審議を報告した。

下部機関1の議長文書をたたき台にして、5月13日以降、5核兵器国(P5)と新アジェンダ連合(NAC)7カ国が将来の措置についての非公式協議を重ねた。こ

のとき、P5の一つの国がノルウェーを調停国に指定し、この交渉を実現させた。パリNPT会議議長(アルジェリア)もこの流れを支持した。P5とNACの計12カ国だけで実質審議が進んでいくことは、日本やドイツなど数カ国が不満を表明する場面もあった。

P5とNACの協議の最終局面においては、中国が「透明性」の問題で抵抗したが、合意した。その結果が、資料1に訳出した全13項目からなる「第15節」として結実した。

MC- I の過去の評価に関する部分も、厳しい議論が続いた。P5、NACに加えて、オランダ、ノルウェー、インドネシア、ドイツの4カ国が加わり、計16カ国の協議が18日深夜までおこなわれた。

### (1)「明確な約束」

新アジェンダ連合(NAC)は、4月24日の作業文書の主文1(今号の資料2、ゴック部分)において、①完全な核兵器廃棄への明確な約束、②次回会議までの5年間に交渉を加速することへの明確な約束、③その期間に段階的手段を実行するという3つの「明確な約束」を求めた。これに対して5核兵器国が「究極的な目標について明確に誓約する」と共同声明(5月1日)で述べ、「究極の目標では不十分

来に遠ざけることのできるこの言葉を重宝してきた。そして、その影で核兵器の質的改良の研究が続き、安保政策において核兵器への依存度を高めてきた。

核兵器国は、ほんとうは核兵器廃絶のことなど本気で考えていない、というのが、多くの市民や非核兵器国との疑惑として増幅していた。したがって、今回のNPT再検討会議では、冒頭から「究極的」を葬り、「あいまいさの残らない完全廃棄の明確な約束」を核兵器国からとりつける必要があった。それが、優先されるべき前提要求となったのである。間接的とはいえ、そして、被爆国日本に敬意を払って直接口に出さなかったとは言え、日本政府はまさに打倒すべき対象であったのである。

このように、完全廃棄の明確な約束を

言わせたことは、将来への重要な礎石となる。しかし、獲得されたこの抽象的文言が具体性を発揮すべき部分が、削られてしまった不足をどう埋めるか、大きな課題が反核運動に残されている。

### 核兵器の役割の縮小

第二の注目すべき大きな質的前進は、「安全保障政策における核兵器の役割を縮小する」ことを、核兵器国が認めたことである(資料1、9項の5)。核兵器を、生物・化学兵器の抑止力として位置づけたり(米、NATO)、弱体化した通常兵力を補う核使用政策を採択したり(ロ)、核兵器の役割の拡大が目立ってきた。核軍縮が進むためには、核兵器の役割を小さくする政策転換が不可欠である。實際には、立証の手段が明確にならなければ

だ」とNACや非同盟諸国の批判を受けた(5月2日)ことは前号で伝えた。

NACが要求した3つの「明確な約束」は、MC- I の議長文書の段階では含まれていた。P5とNACの交渉の中で、②と③の「次の5年の交渉加速と段階的手段の実行」を落として、①の「完全な核兵器廃棄」を残す、という妥協が成立した。この経過については、核兵器国の中ではフランスが最も強硬にNACに敵対していると言われていた。しかし、②と③を落とす妥協案を英国が提案し米国と中国がこれに柔軟な姿勢を示し、ロシアが18日になって妥協に応じる姿勢に転じた。その後フランスも同意し、妥結したと言われている。NACを代表してメキシコ大使は、この妥協はギリギリの最低線であると述べている。

### (2)「戦略的安定」

ロシアや中国は米国のミサイル防衛構想を批判してきたが、5月1日の共同声明においてP5が「戦略的安定の基礎としてABM条約(対弾道ミサイルシステム制限条約)を維持し強化する」との表現に合意したこと、ミサイル防衛問題は議論はそれ以上深まらなかった。この表現は、最終文書までそのまま残った。

MC- I の議長文書の段階では、非戦略核兵器の削減や、警戒態勢の解除、核兵器の役割の縮小などの措置には、「戦略的安定」との条件が付けられていた。この条件によって核兵器の保持が正当化されるのなら核軍縮の趣旨に反す

5ページへつづく →◆

ば、効果をあげるのは困難であるが、考え方の転換として、平和運動にとって、やはり重要なステップとなる。

この項目は、単に核兵器国にかかる問題ではなく、日本のような同盟国や安全保障政策にとっても課題を提示している。日本の「核の傘」政策は、紛れもなく核兵器の役割を拡大している一つの要素である。核兵器の安保政策上の役割を少なくするとは、日本の市民にとっては、非核三原則を法制化したり、東北アジアの非核地帯を設置したり、日米安保から少なくとも核兵器を排除したりすることである。

問題を核兵器国と非核兵器との同盟関係に一般化すれば、二国間、数カ国間の相互安全保障政策から、核兵器に依

6ページへつづく →◆

# 資料1 2000年NPT再検討会議最終文書

(NPT/CONF. 2000/28)

## <第1巻>

第1部「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討／強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」

第2部「会議の組織と作業」

## <第2巻>

第3部「会議で出された文書」

## <第3巻>

第4部「概論の記録」

## 第1部の内容

(条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。)

■「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討」

●第1、2条および前文第1節から3節—(全11節)

●第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。—(全56節)

●第4条および前文第6、7節

・NPTと核エネルギーの平和利用—(全11節)

・核と放射線の安全性／放射性物質の安全な

輸送／放射性廃棄物と責任—(全16節)

・技術協力—(全11節)

・核物質の平和利用への転換—(全4節)

●第5条—(全1節)

●第6条および前文第8～12節—(全15節)  
(核軍縮を論じた部分。第1～14節が過去5年間の評価。最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を訳出する。)

●第7条および非核兵器国安全保障—(全16節)  
(第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として全16項目含む。)

●第9条—(全10節)

■「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」—(全9節)

## 第15節

会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的な諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。
2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。
3. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもつた適切な下部機関が設置されることが必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可

逆性の原則。

6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。
7. 戦略的安定の基礎として、また、条約の規定に従う戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、ABM条約を維持し強化しながら、START IIを早期に発効させ完全に履行し、START IIIを可能な限り早期に妥結すること。
8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行。
9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること：

——核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。

——核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。

——一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。

——核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。

——核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。

——すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。

10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。
11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることを再確認。
12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。

13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる発展。

(訳：川崎哲。注：この文章は、NGOの入手した速報版に基づくので、若干の字句の違いがある可能性がある。) M

# 最終局面で議員動く

新アジェンダ連合が作業文書で提起した「核廃絶への明確な約束」を柱とする「主文1」の文言を最終文書に含めることを支持するように、会議後半では各國

議員がそれぞれの政府に要請をおこなつた。これには、中堅国家構想(MPI)の働きかけ(資料2)の役割が大きかった。

日本では、5月15日にMPIとピースデボが連名で、ニューヨークの登軍縮大使に上記と同様の趣旨の緊急要請書を提出した。これに呼応して、少なくとも4名の国会議員(民主3、国民会議1)が東京の外務省またはニューヨークの代表部に要

請書を提出した。このほか、辻元清美(社民)衆院議員は、5月17日の安全保障委員会でこの問題を河野外相と山本政務次官に質した(問答は資料3参照)。

次の焦点となる秋の国連総会までに、核軍縮問題の国会内でのディベートがさらに活性化することが望まれる。

## 資料2

### 国会議員の皆さまへ

#### 緊急要請

#### —NPT再検討会議の最終局面—

ご承知の通り、現在国連本部において核不拡散条約(NPT)再検討会議が開催されています。5月19日が最終日です。

国際的NGOである「中堅国家構想」(ダグラス・ロウチ議長)は、各国の議員の皆さんに、それぞれの国の政府に以下のことを要請して欲しいと、緊急の呼びかけをしています。つまり、再検討会議の最終文書(主要委員会I報告)に「新アジェンダ連合」7カ国(アイルランド、スウェーデン、ニュージーランド、南アフリカ、メキシコ、エジプト、ブラジル)が提出した作業文書(4月24日提出、全文訳を添付)の「主文1」の言葉を採用すべきである、という要請です。5月12日現在、この言葉は総会に提出された下部組織1(専門部会1)の議長文書のなかに含まれていることが、確認されています。

私たちは、このことが今回の会議の最大の重要な点であり、かつ、今後のNPT体制維持に極めて重要な意味を持つと考えます。その理由は、次の通りです。

まず、「新アジェンダ連合」作業文書の「主文1」とは、以下の内容です。

『5つの核兵器国は、保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行うとともに、2000年から2005年までの再検討期間において加速された交渉にとり組み、かつNPT第6条の下ですべての締約国が誓約している核軍縮につながるような段階的手段を実行するという、明確な約束を行う。』

核兵器国が今このような誓約をすることは、NPT第6条で定められている核軍縮義務を「誠実に行う」意思があることを示すために必要です。NPT再検討会議に参加した加盟国のが、核兵器国が今も継続している核兵器政策や核兵器計画の内容や、「明確な誓約」をしたがらない現状を指摘し、彼ら

2000.5.15

中堅国家構想  
ピースデボ

いて、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する」と述べています。

3.P5声明は、上記のICJ勧告に反して、核軍縮を「全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約」というユートピア的目标に結びつけています。そんなことをすれば、核軍縮の早期達成はできないでしょう。

4.P5声明は「新アジェンダ連合」文書の重要な側面を無視しています。たとえば、  
—「加速された交渉」の要求:これは、核軍縮交渉が将来のはっきりしない時期ではなく、今行われるべきものであることを明確にしていますが、それを無視しています。

—「2005年」の期日:2005年までの核兵器の完全廃棄を期待しているではありません。2005年には核軍縮交渉が進行しており、なにがしか中間的措置が達成されていることを求めているのです。

残念なことですが、現在のところ、日本政府の立場はP5寄りであるというのだが、多くの国やNGOの評価です。このような状況下で、私たちは議員の皆さんにNPT再検討会議のよりよい成果のために、そして被爆国日本の市民の声を反映させるために、この「主文1」の言葉を最終文書に入れることを日本政府が支持するように河野外務大臣に要請していただきたいと思います。下記に、外務省の担当部署とニューヨークでの担当部署を書いておきます。また、FAXで要請される場合のひな型を添付しました。

梅林は、再検討会議の最終局面を傍聴し、可能な行動するために明日(5月16日)に再びニューヨークに出発します。ピースデボ事務所で、川崎が情報提供など必要なご協力ができると思いますのでご連絡下さい。

連絡先:  
電話:045-563-5101、FAX:045-563-9907  
担当部署連絡先:  
●外務省軍備管理・軍縮課  
電話:03-3581-2906、FAX:03-3591-3613  
●NPT再検討会議日本代表団(ニューヨーク)  
電話:1-212-521-0641、FAX:1-212-521-0657

る、とNACは批判した。協議の結果「国際的安定の促進のため」との表現で決着した。ただし、警戒態勢の解除は、最終文書では、「作戦上の地位の低下」というあいまいな表現に変えられた。

### (3)「透明性」

下部機関1の議長文書(5月11日)には、「核軍縮への信頼醸成措置として、保有核兵器と貯蔵核分裂性物質に関する透明性の増大」が盛り込まれていた。NACとP5の交渉で、下部機関1の文章の他のすべての部分の修正と合意が成立した段階で、中国はこの文節に抵抗した。情報公開をすれば中国のような小さい核兵器能力を持つ国は弱い立場に置かれてしまう、信頼醸成のためにむしろ、核兵器国の中で中国のみが無条件に宣言している第一不使用(先制不使用)宣言を核兵器国がおこなうべきだと主張した。しかし、バーリ議長の真剣な説得の結果、最終日の19日早朝になって中国は「透明性」で歩み寄り、「核兵器能力に関する透明性の増大」という文言が最終文書の中に残った。

### (4)日本の行動

日本は会議初日(4月24日)に、オーストラリアと共同で8項目の具体的措置に関する提案の作業文書を提出した(要旨は、資料4)。その内容は、ほとんど最終文書に盛り込まれた。

主眼であった「FMCT(兵器用核分裂性物質生産禁止条約／カットオフ条約)の2005年までの妥結」という文言も、最終文書の中では「交渉開始から5年以内の妥結」と解釈できる文面で決着した。

## 【中東問題】

MC-IIは、保障措置や地域問題を扱った。MC-IIが、イスラエルを名指しで非難する文書を出したことは、過去3年間の準備委員会でイスラエル問題をとり上げることを米国がしぶってきることを考えると、画期的であった。ところが、会議の最終局面になってイラクの国連安保理決議のもとでの義務違反を最終文書に盛り込む文言をめぐって、米国とイラクが鋭く対立し、会議は空転した。

国際原子力機関(IAEA)事務局長が会議初日に「1998年12月以来、IAEAは、イラクの(大量破壊兵器の廃棄を義務

### 資料3

## 国会議論

衆議院安全保障委員会(2000年5月17日)速記録より

### ○辻元清美委員(社民)

(略)5月11日に出されました専門部会1のペーパーを私は今ここに持っているんですけれども、(略)特に今議論の一つの焦点になっています新アジェンダ連合の7カ国が提示したもののうちの、主文一といえばおわかりになると思いますが、これが17番目に入っています。私はこれをこのまま生かして、この主文だけでも最終文書の中に入るように日本は働きかけたらどうかなと思っているんですが、それはいかがでしょうか。

### ○山本一太外務政務次官

今辻元委員のおっしゃった主文一というのは、アジェンダ連合が核兵器国に対して求めた全体的な撤廃をするための明確な約束と、それからあと2005年までの加速された交渉、この二つを中心とした主文一だと思うんですけども。

率直に申し上げまして、日本政府としては、(略)アジェンダ連合の考え方と共通な点というのはかなり多いと思います。しかも、核兵器のない世界を一日も早く実現するという意味ではかなりの考え方の類似点があると思いますが、しかし、これも委員の御存じのとおり、核兵器国との間に意見の違いがあるわけとして、残念ながら、1日に核兵器国が出した声明というのは5年前の再検討会議の原則を確認したにとどまっているということがありまして、ここをすり合わせなければいけない。つまり、主文一みたいな考え方は一つの考え方としては評価するのですが、これがまとまらなくてこの会議が失敗してはどうしようもないということで、日本としては、やはり新アジェンダ連合と核兵器国、あるいはすべての参加国が合意できる、やはり合意形成のためには調整努力をしたい、こういう立場です。

### ○辻元委員

そうですね。5月1日に共同声明という形で五つの核兵器国が出した文章についても、私手元にあるのですけれども、残念ながら、これですと、今までからちょっと進歩が見られないのではないかということなんですね。字句その他を一つ一つチェックしていくとそんなに大きな違いはないわけですから、ちょっと発想自体が違うのではないかと思います。(略)私は主文

の方を支持していまして、さらなる努力をぜひお願いしたいという事をここで申し上げておきたいと思います。

外務大臣も前回「国連総会で」、この新アジェンダ連合については随分苦渋の選択で(略)棄権という行動を日本はとっていますけれども、(略)いかがでしょうか。

### ○河野洋平外務大臣

(略)新アジェンダ連合の発想と私どもの考え方とは、その方向においてそぞ違ひはないと思います。ただ、新アジェンダ連合は、大変に豊みかけて、時間を切って急速な核廃絶を求める、こういう主張をしておられるわけですが、それらは核保有国の合意がなければ実効は上がらないわけでございまして、核保有国にそうした我々の考え方を認めさせるためには、国際世論をどうやって盛り上げていくかということが非常に重要だというふうに思っているわけです。

(略)私どもは、核保有国を含めて合意のできる最終案をつくるということを考えたわけでございます。

(略)5年前に核拡散防止についてこれを無期限延長をしたわけですが、その無期限延長をして以来、5年ごとに運用の検討会議をしようという、その最初の5年目にことしぶつかっているわけで、この最初の5年目の運用検討会議が、表現は悪うござりますけれども、いいかげんな決着を見るということになると、次の5年目は、さらに状態としては希望が小さくなってしまふ。なんとしても最初の5年目のこの会議で、やはり核拡散防止について半歩でも一步でも前進をさせる、そういう合意を見たい。そして、5年ごとの会議はやはりそれなりに意味を持つものであるということをここで確認をしたいという気持ちがあるのですから、あまり議論がかけ離れて、何の合意もできずに終わるということは、我々はとりたくない。

まだこの時期にそういうことを言うことも少し早過ぎると思いますけれども、最後まで我々は粘って、少しでもよりよい合意をつくりたい。最後までがんばるつもりでおりますけれども、こうした気持ちを我々は持つてこの会議に臨んでいるということをございます。(強調は編集部)

づけた)国連安保理決議687で命ぜられた任務を実行する立場にない。その結果、現在、IAEAはイラクが決議のもとでの義務を遵守している、と保証することはできない」と述べた。多くの国々は、この事実に留意することに同意しているが、米国がこれを中東問題でイスラエルを名ざしすることと釣り合わせようとするこには疑問を持っていた。国連安保理決議によるイラクの査察の問題はNPTで

はなく安保理の場で議論されるべきだとのイラクの主張は、一定の支持を得た。

MC-IIのもとにある下部機関2の議長をつとめたカナダのウェスダル大使の精力的な調整努力によって、米国・イラクが歩み寄り、5月20日の午後になって最終文書の合意に至った。5月19日の午後11時50分に議長は「時計を止め」たので、公式には会議最終日の5月19日に会議は終了したことになる。(川崎哲、梅林宏道)

存しない協力関係に限定する議定書を付与する運動を起こすことも考えられる。非核憲法をもつフィリピンと米国のあいだの米比相互防衛条約にこのような議定書ができるのは自然なことではないだろうか。

## 全面軍縮との分離

第三の注目すべき質的前進は、核兵器の全面廃棄が、「全面かつ完全軍縮」の目標と明確に分離されたことである（資料1、11項、12項、6項）。

世界が、核兵器に限らず「全面かつ完全軍縮」に向かうよう、さまざまな国際安全保障の機構や諸条件を整えて行くことは、もちろん21世紀人類の目指すべき課題である。しかし、これらが整わなければ核兵器の廃絶はできないという論理が、しばしば核兵器国や一部の国際学者のあいだで行われてきた。これは、より困難な目標に従属させて、核軍縮を遅らせる意図にも利用された。

NPTに関連しては、第6条が、「核軍縮の効果的措置の交渉」と「全面かつ完全な軍縮に関する条約の交渉」とを並記しているため、完全核軍縮は全面的完全軍縮条約をもって実現するという議論を、いっそう誘う側面があった。

しかし、今回の最終文書でNPT体制としては、この二つを完全に分離し、核兵器廃絶を先行させることが明確になった。つまり、11項で軍縮の最終目標として「全面かつ完全な軍縮」を分離して掲げ、核兵器に関しては6項で、完全廃棄を明確に約束し、12項で国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見を参照することによって、核軍縮条約の締結を目標としたのである。

その他にも、「核軍縮などの不可逆性の確認」（資料1、5項）や「核兵器能力などの透明性の増大の要求」など質的に重要な意味をもつ前進があった。

## ■日本の貢献

### カットオフ条約に期限

残念なことに、上述したような今回のNPT再検討会議での成果の中心となるべき質的な前進に、日本政府は何一つ関与していない。すべてが、NACの作業文書から発生し、NACとP5の交渉のなかで合意されていった。

日本政府は、今会議に8項目の提案を

資料4

### 2000年NPT再検討会議

#### 日本の8項目提案の要約

- (1) CTBT早期発効及び発効までの核実験モラトリアム。
- (2) FMCT即時開始。望ましくは2003年まで、遅くとも2005年のまでの交渉終了。FMCT発効までの兵器用核分裂性物質生産モラトリアム。
- (3) START IIの早期発効及びその完全な実施。START III交渉の早期開始及び終了。START IIIを超えたプロセスの継続。
- (4) 核兵器国による一方的核削減のための更なる努力。適切な時点における核兵器国による核軍縮交渉の開始。
- (5) 核軍縮・不拡散についての可能な措置に関するジュネーブ軍縮会議における多数国間の議論。
- (6) 中央アジア非核地帯条約交渉の早期終了。
- (7) IAEA追加議定書の普遍化、保障措置の効果の強化及び効率性の改善のための統合保障措置の早期創設。
- (8) 余剰兵器用核分裂性物質処分。核軍縮の不可逆性を確保することを目的として、適切な国際保障措置の下に、余剰兵器用及び民生用核分裂性物質を置くこと。

（外務省のリリース）

もって臨んだ（資料4）。オーストラリアとの共同提案となったことは一つの変化であった。しかし、提案内容はきわめて保守的であった。

このなかで唯一、日本の貢献を指摘できるのは、兵器用核分裂性物質の生産禁止条約（FMCT）（カットオフ条約、あるいはフィスパン条約）に関するものである。FMCTにおいては、NACの提案と日本の提案が補い合っていい結果をもたらした。

最終文書において（資料1、3項）、FMCTには二つの重要な要素が含まれている。「核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮」することを求めている点と、「5年以内に妥結する見通し」と、期限に言及している点である。前者は、NACの要求、後者は日本の要求から最終文書に入った。FMCTの交渉で予想される最大の問題は、既存の核分裂性物質の扱いである。将来の生産禁止のみを定めた条約であれば、すでにあり余る核分裂性物質をもっている米国など先進核兵器国は何の痛みも感じない。核拡散を抑える効果はあっても核軍縮の効果はない。NACは、この点を主張した。

また、日本政府は、遅くとも2005年のNPT再検討会議までに、条約の成立を求

資料5

### 河野外務大臣談話

#### NPT運用検討会議の結果について

平成12年5月21日

1. （略）
2. 今次会议に先駆け、わが国は「失敗は許されない」との厳しい認識の下、核兵器国および非同盟諸国を含む関係国の政府や今次会议のバーリ議長に対し、会議の成功の重要性を説く等して、早い段階から積極的な働きかけを行ってきた。また、わが国は、将来に向けた措置に関する8項目提案を行い、全会一致による合意形成のための基盤を提供し、会議の成功に大きく貢献した。
3. わが国は、核軍縮を現実に進展させるためには核兵器国に対し対立的姿勢で臨むのではなく、核兵器国との信頼関係に基づき核軍縮措置を粘り強く求めていくとのアプローチをとってきた。今次会议において将来に向けた前向きな措置につき全会一致により合意を形成できたことは、正にこのようなアプローチの有効性を証明したものと考える。わが国としては、今次会议の合意に基づき、核兵器のない世界を一日も早く実現すべく、更なる努力を行って参りたい。

めた（資料4、2項）。その結果、期限問題が、最終文書に盛り込まれた。最終文書では、表現が薄められた結果になったが、日本の貢献に変わりはない。最終表現の解釈については、ジュネーブ軍縮会議（CD）との関連で後述する。

### 日本要求より高水準の合意

日本の8項目の要求のほとんどが最終文書に盛り込まれたということで、日本の外交は成功したという議論があるが、それは余りにも誤った印象を与える表現である。

FMCT以外の項目は、日本もなにがしかの貢献をしたと言えても、日本が積極的な貢献をしたとは言えない。それどころか、8項目のうちの2項目に関しては、日本より強い要求がNACなどから出され、それに近い水準で合意が成立している。つまり、日本の要求は水準を低くする役割を果たしたとも言えるのである。

現在、米ロ間の核兵器削減交渉（START）があるだけで、それ以外の核兵器国を含めた軍縮交渉のテーブルは存在しない。最終文書は「すべての核兵器国」を「適切な早い時期」に軍縮プロセスに組み入れることを求めていた（資料

1、9項の6)が、日本はこれまで国連総会決議の内容についての米国などとの折衝経過があり、「すべての」や「早い時期」を提案することができなかった(資料4、4項)。NACなどの要求によって日本提案の上を行く内容が盛られた。

また、最終文書で「CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関」を設置することが要求された(資料1、4項)。これは大きな成果であるが、日本の要求ははるかに弱く、「CDにおける多国間の議論」を求めていたに過ぎない。NACなどの要求が実った。

## 根本路線の失敗

本誌は、日本の政府が積極的な役割を果たすことを強く望んでおり、そのような部分は積極的に評価したい。しかし、現在の核軍縮の停滞を打破する、根本問題を避けている限り、日本からは、小手先の提案しか出てこないのでないかと危惧する。

再検討会議終了後の5月21日の談話で河野洋平外務大臣は、「核兵器国に對して対立的姿勢で臨むのではなく、核兵器国との信頼関係に基づき核軍縮措置をねばり強く求めていく」というアプローチが、今回の会議で「有効性を証明した」と述べている。いったい、今回の再検討会議のどこからこんな結論が出てくるのだろう。

われわれと外務省との最近の対話のなかでも、「NACのやり方では核兵器国と接点を作れない。日本のアプローチはそれよりも優れている」と言われてきた。

しかし、今会議は、この認識が誤りであることを立証した会議であった。

別掲の経過記事で明らかなように、核兵器国は、日本を放っておいてNACを交渉相手として非公式会議を重ねた。そして、核軍縮措置の基本(資料1)は、NAC対核兵器国で作成された。そこにおいて、日本がまったく手をつけなかった質的前進が勝ちとられ、日本要求よりも高水準の個別課題の合意が生まれた。

真摯に核軍縮について主張することは、「核兵器国との信頼関係」を壊すことにならないのである。

また、日本は最初から調停役を自任し、われわれはそれを批判した。NAC対核兵器国との調停役はノルウェーに依頼された。さまざまな要素が背景にあったであろうが、日本はあまりに米国に気兼ねをしているので、調停役になれないとい

# 賛同団体2000を突破

NPT会議最終日の5月19日、アボリシヨン2000はニューヨークで記者会見をおこなった。5年前のNPT会議をきっかけに誕生したこのNGOネットワークに賛同する全世界のNGOおよび自治体の総数が、95カ国から2,025団体になったことが発表された。

アボリシヨン2000は「世界で3番目に

大きなNGOネットワーク」と発表された。アボリシヨン2000の2000は、「2000団体の2000」という理解が生まれた。

「ミサイルをひまわりに」と題する請願署名は1,350万名を超え、4月27日国連本部内にて、NPT会議のバーリ議長にひまわりの花束とともに届けられた(1ページ写真参照)。

いう側面は否定できない。

## ■CD委託の課題

今回の合意のいくつかは、ジュネーブ軍縮会議(CD)に委託する内容になっている。

FMCTの条約交渉がCDに委託された。CDの議事運営は全会一致方式であり、かつ、毎年のCDで作業プログラムに合意してから協議が開始される。毎年、この段階で参加国の主張の調整がつかず、CDは空転するのである。

中国は、米国の国土ミサイル防衛(NMD)や同盟国を巻き込んだ戦域ミサイル防衛(TMD)を議論する「大気圏外での軍備競争の防止(PAROS)」に強い主張を展開してきた。FMCTを優先議題とすることが、これらの他のそれ自身は正当な緊急課題とセットにして議論されたときに、全会一致の合意となるかどうかは楽観を許さない。

さらに、5年以内という期限も、2005年という文言から後退した文言であるという経過を考えると、交渉開始から5年という解釈ができる。

「核軍縮を扱う適切な下部機関」のCD委託も同様な問題をかかえている。こんどは、米国などの抵抗が予測される。

いずれも、今後の強力な外交が必要である。

## ■日本の運動の課題

### 草の根の声の発信

核軍縮問題で、日本の反核運動の課題が山積していることを痛感する。

言葉の問題がどうしてもつきまとだが、日本の反核世論がもっともとて会議場周辺に登場する必要がある。

さしあたり、文書でよいと思う。会議場での議論に囁み合った内容で、被爆の

実相に基づく反論、日本の世論や日本政府の過去の言説の紹介など、しっかりした文献が登場すれば、多くの国の代表やNGOに影響を及ぼすであろう。そのためには、日ごろから、情勢をとらえた討論を蓄積することが必要である。

登誠一郎軍縮大使とニューヨークで面会したとき、大使が日本に帰国したときにNGOとラウンドテーブルを持つことを快諾した。一つの機会として活用できるであろう。

### 議員の登場が不可欠

核軍縮に関する日本の状況を考えたとき、市民団体と外務省との対話は一定の前進があった。これは貴重なことであり、今後も発展させる必要があることは言うまでもない。

しかし、国会議員のとり組みが他国に比べて弱いという現状が克服される必要がある。NPT再検討会議をまえに、ニュージーランド、オーストラリア、オランダ、ドイツなど、多くの国で議論があり、決議があがった。これから日本のNGOの課題として、議員や政治家の積極的な関与をいかに作り出すかが大きな課題となる。

それとの関連では、非核自治体、地方議会、各地の市民団体の役割にも改めて注目しておきたい。

次の政治焦点としては、今秋に開かれる国連総会がある。NPT再検討会議の結果を踏まえると、日本政府は、提案すべき総会決議の根本的な作り替えが必要となる。それに向かって活発な議論が望まれる。(梅林宏道)●

この号では主要委員会Ⅰの問題を主として扱った。核分裂物質や放射性廃棄物の輸送問題、持続可能なエネルギーに関する論争、非核地帯問題など日本に関わる重要な問題が主要委員会Ⅱ、Ⅲに登場するので、次回で扱うこととする。

## ●● BOOK案内 ●●

### 核兵器は国際法違反

市民による核廃絶非暴力  
直接行動と無罪判決

アンジー・ゼルター日本講演ツアー  
「ゴイル湖の3人」裁判所報と抗弁書

アンジー・ゼルターさんの日本での講演  
ツアーが報告書となりました。問い合わせと申込先は、日本反核法律家協会まで。領価500円。

◆発行:「ゴイル湖の平和運動家を支援する  
会」(略称:ゴイル湖運動家支援)  
◆問い合わせ:日本反核法律家協会  
〒160-0004 新宿区四谷1-2、伊藤ビル2階  
TEL:03-3341-1417/FAX:03-3341-1439

日誌

2000.5.6~5.20

(作成:吉澤庸子、松永勝利)

ABM=対弾道ミサイル・システム／ASEAN=東南アジア諸国連合／ARF=ASEAN地域フォーラム／CTBT=包括的核実験禁止条約／NMD=国土ミサイル防衛／NPT=核不拡散条約／PCB=ポリ塩化ビフェニール／START=戦略兵器削減条約／TMD=戦域ミサイル防衛

●5月8日 米国務省顧問、北朝鮮外交交通商省に同国の大量破壊兵器問題を南北会談の議題にするよう要望する大統領親書渡す。

●5月9日 朝鮮日報、韓国軍が化学兵器を保有しており化学兵器禁止条約に基づき極秘に廃棄処分を進めていると報じた。

●5月9日 印外相、同国上院で「非核保有国としてNPTに参加できぬ」と発言。核保有国として国際社会に認知を望む姿勢を強調。

●5月10日 核ミサイルの常時警戒態勢について、米が核軍縮後も現状を維持する提案をロシアに対して行なっていたことが明らかに。

●5月10日 米物理学会、NMD計画について、技術的な実現可能性が確認できないとして配備決定先送りを求める声明発表。

●5月10日 米国務省顧問、韓国大統領に米が取り組む北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に協力要請。対北朝鮮政策の協力継続で一致。

●5月10日 タイ外相は、北朝鮮がARFへの加盟申請書を議長国のタイに提出したと述べる。

●5月11日 中国外務省、「NMD配備計画が中止されないなら対抗措置とる」と言明。NMD撃破でロシア軍事協力協議中と明かす。

●5月11日 米ロ軍縮交渉をめぐり、複数の米政府高官が合意済みのSTARTⅢの核弾頭削減目標をさらに下げる考えはないと言語る。

●5月12日 中国外務、CTBT批准について「全人類に年内に審議作業が完了するよう求めている」と述べる。批准時期を表明したのは初めて。

●5月16日 米下院、対北朝鮮原子力施設・技術移転の際に、上下両院の承認を義務付ける法案を可決。

●5月16日 米科学者連盟、印・パの核・ミサイル施設の衛星画像を公開し、両国が近く新たな核実

験の可能性ありとの見解発表。

●5月17日 ロシア上院CTBTの批准承認法案を可決。大統領署名で批准手続き完了。

●5月17日 米国防総省元長官と元副長官、NMD導入を延期しTMDに力を入れるべきとの論文を連名でまとめる。

●5月17日付 6月の南北首脳会談で韓国側が大量破壊兵器問題を北朝鮮側に必ず提起するとの米韓合意があることが明らかに。

●5月18日 6月の南北首脳会談に向けて、両国代表が実務手続き合意に署名。核・ミサイルなど引き続き日米韓協力で進める方針。

●5月18日 米国防省報道官、6月26日に予定していた3回目NMD実験を7月始めに延期する方針発表。

●5月19日 ASEANの高級事務レベル協議で北朝鮮のARF加盟が正式決定。

●5月20日 NPT会議、核保有五ヶ国が初めて合同で核完全廃絶を明確に約束する最終文書を採択し、予定より一日送れて閉幕。(本号参照)

### 沖縄

●5月6日付 96年3月に恩納通信所跡で見つかったPCBや水銀などを含んだ汚泥(約120トン)の処分が4年余も宙に浮いている。

●5月8日 キャンプ・ハンセン内廃弾処理場近くで、爆破訓練による火災発生。同基地での火災は今年に入りて6度目。

●5月9日 海上ヘリ建設受け入れを平和的生存権侵害として、名護市民が市に損害賠償を求めた訴訟で那覇地裁が、原告の請求を棄却。

●5月9日 2000年版外交青書が閣議で了承。普天間移設問題を昨年同様約1ページを割いたが、15年使用期限問題には触れていない。

●5月13日付 昨年6月の嘉手納でのAV8Bハリアー墜落事故は、低空飛行ルート「バーブルルート」での訓練に向かう際に起きたことが海兵隊の事故報告書に明記。

●5月17日 運輸省は衆院安全保障委員会で、日米で合意した嘉手納ラブコンの日本への移管について、早くても3年後との認識を示した。

●5月19日 那覇防衛施設局は森首相に対し、来年3月に使用期限切れとなる楚辺通信所の牧港補給地区の一部の土地の使用認定を申請。

●5月19日 1995~96年に、ハリアーが島鳥射爆場で劣化ウラン弾を誤射した問題で、米軍は4度目の環境調査を実施。同弾見つからず。

### 国会レポート

第147回通常国会  
衆議院・参議院  
(2000.4.2~4.30)

(作成:佐藤毅彦)

\*平和・安全保障問題関連審議のあった委員会を列挙します。国会図書館のホームページですべての国会会議録(93年1月22日以降)を閲覧できます。会議終了後2~3週間で利用できます。

<http://www.ndl.go.jp/>

#### <衆議院>

4月7日(金)[本会議]  
4月10日(月)[本会議]  
4月11日(火)[本会議]  
4月13日(木)[安保委]  
4月14日(金)[外務委][大蔵委]  
4月18日(火)[安政委][環境委]  
4月19日(水)[外務委]

4月20日(木)[本会議][決算行政監視委第一、第二、第四分科会]

4月21日(金)[外務委][決算行政監視委第二分科会][沖縄・北方問題特別委]

4月24日(月)[予算委]

4月26日(水)[外務委]

◎質問主意書

●濱田健一「米軍岩国基地滑走路の沖合い移設事業に関する質問主意書」(平成12年3月2日提出;同月31日答弁;質問第12号)

●伊藤茂「北富士演習場地区に係わる林野雑作物損失補償金の支出に関する質問主意書」(平成12年2月22日提出;同年4月4日答弁;質問第7号)

#### <参議院>

4月3日(月)[行政監視委]

4月5日(水)[憲法調査会]

4月7日(金)[本会議]  
4月11日(火)[本会議]  
4月12日(水)[本会議][国際問題調査会]  
4月13日(木)[外交・防衛委]  
4月17日(月)[行政監視委]  
4月18日(火)[文教委]  
4月19日(水)[憲法調査会]  
4月20日(木)[外交・防衛委][国土・環境委]  
4月21日(金)[沖縄・北方問題特別委][国際問題調査会]  
4月25日(火)[外交・防衛委]  
4月27日(木)[外交・防衛委][文教委]  
4月28日(金)[本会議]  
◎質問主意書  
●照屋寛徳「ジュゴンの保護に関する質問主意書」(平成12年4月10日提出;同月25日答弁)

◇◇◆◇◇

### ピースデボの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

#### 宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- ・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年5,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデボ)、川崎哲(ピースデボ)、青柳絢子、北木隆太、佐久間理絵、佐藤毅彦、竹内麻衣、津留佐和子、松永勝利、村上由美、吉澤庸子、梅林宏道